

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示	
国土調査の指定(二〇一・農山村振興課)	1
地籍調査の成果の認証(二〇二・農山村振興課)	2
争議行為の予告(二〇三・労働政策課)	5
基本測量終了の通知(二〇四・建設管理課)	5
道路の供用開始(二〇五・道路環境課)	5
河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(二〇六・河川課)	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定(二〇七・砂防課)	6
証紙売りさばきの廃止の届出(二〇八・会計課)	6
公告	
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	7
県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部)	7
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一一一)	7
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一一二)	8
政治団体の解散の届出(一一三)	10
政治団体の収支に関する報告書(一一四)	10
公職の候補者の資金管理団体の届出(一二五)	12
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一二六)	13

## 告示

秋田県告示第二百一十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとお

り国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査の種類  
地籍調査  
指定年月日  
平成十七年三月十一日
- (二) 調査を行う者の名称  
秋田市
- (三) 調査地域  
秋田市大字河辺北野田高屋の一部
- (四) 調査期間  
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- (五) 調査の種類  
地籍調査  
指定年月日  
平成十七年三月十一日
- (一) 調査の種類  
地籍調査  
指定年月日  
平成十七年三月十一日
- (二) 調査を行う者の名称  
男鹿市
- (三) 調査地域  
男鹿市五里合大字中石の一部
- (四) 調査期間  
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- (五) 調査の種類  
地籍調査

- (二) 指定年月日  
平成十七年三月十一日
- (三) 調査を行う者の名称  
天王町
- (四) 調査地域  
南秋田郡天王町大字天王の一部及び大字大崎の一部
- (五) 調査期間  
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 五(一) 調査の種類  
地籍調査
- (二) 指定年月日  
平成十七年三月十一日
- (三) 調査を行う者の名称  
大森町
- (四) 調査地域  
平鹿郡大森町大字上溝の一部
- (五) 調査期間  
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

秋田県告示第二百二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一(一) 調査を行った者の名称  
鷹巣町
- (二) 成果の名称  
北秋田郡鷹巣町の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域  
北秋田郡鷹巣町大字坊沢・鷹巣・脇神の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度から平成十六年度まで
- 二・九七平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日

- 二(一) 調査を行った者の名称  
田代町
- (二) 成果の名称  
北秋田郡田代町の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域  
北秋田郡田代町大字早口の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十五年及び平成十六年度
- (五) 三・五二平方キロメートル
- (一) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- 三(一) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (二) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域  
男鹿市船川港大字双六・小浜・本山門前の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十五年及び平成十六年度
- (五) 二・三五平方キロメートル
- (一) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- 四(一) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (二) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域  
男鹿市戸賀大字加茂青砂の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十五年及び平成十六年度
- (五) 〇・三五平方キロメートル
- (一) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- 五(一) 調査を行った者の名称  
天王町

- (二) 成果の名称  
南秋田郡天王町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
南秋田郡天王町大字天王の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十六年度  
○・四三平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- (六) 調査を行った者の名称  
河辺町
- (二) 成果の名称  
河辺郡河辺町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
河辺郡河辺町大字畑谷・豊成・戸島の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
一・二四平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- (七) 調査を行った者の名称  
矢島町
- (二) 成果の名称  
由利郡矢島町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利郡矢島町大字川辺の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
○・七九平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- (八) 調査を行った者の名称  
矢島町
- (二) 成果の名称  
由利郡矢島町の地籍図及び地籍簿

- (三) 測量及び調査を行った地域  
由利郡矢島町大字城内の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
五・一九平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- (九) 調査を行った者の名称  
鳥海町
- (二) 成果の名称  
由利郡鳥海町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利郡鳥海町大字猿倉の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
四・五一平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- (十) 調査を行った者の名称  
東由利町
- (二) 成果の名称  
由利郡東由利町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利郡東由利町大字館合・老方の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
六・七一平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十七年三月四日
- (十一) 調査を行った者の名称  
西仙北町
- (二) 成果の名称  
仙北郡西仙北町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
仙北郡西仙北町刈和野の一部

- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
○・三八平方キロメートル  
認証年月日  
平成十七年三月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
角館町
- (二) 成果の名称  
仙北郡角館町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡角館町大字山谷川崎の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
○・九〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成十七年三月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
太田町
- (二) 成果の名称  
仙北郡太田町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡太田町大字斉内・太田・小神成の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
二・二〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成十七年三月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
雄物川町
- (二) 成果の名称  
平鹿郡雄物川町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 平鹿郡雄物川町大字大沢の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度

---

- (五) 三・八六平方キロメートル  
認証年月日  
平成十七年三月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
山内村
- (二) 成果の名称  
平鹿郡山内村の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 平鹿郡山内村大字土淵・平野沢の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十五年度及び平成十六年度  
○・八三平方キロメートル  
認証年月日  
平成十七年三月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
雄勝町
- (二) 成果の名称  
雄勝郡雄勝町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 雄勝郡雄勝町大字横堀・寺沢の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度から平成十六年度まで  
○・六九平方キロメートル  
認証年月日  
平成十七年三月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
雄勝町
- (二) 成果の名称  
雄勝郡雄勝町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 雄勝郡雄勝町大字下院内の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十六年度  
○・三四平方キロメートル  
認証年月日

十八(一) 平成十七年三月四日  
調査を行った者の名称  
羽後町

(二) 成果の名称

雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

(三) 雄勝郡羽後町大字足田・嶋田新田・睦合・高尾田の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十五年度及び平成十六年度

一・三四平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十七年三月四日

十九(一) 調査を行った者の名称

皆瀬村

成果の名称

雄勝郡皆瀬村の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行った地域

雄勝郡皆瀬村大字川向の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十五年度及び平成十六年度

二・二六平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十七年三月四日

秋田県告示第二百三十三号

平成十七年三月三日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事

(二) 一時金に関する事

(三) 職員増員に関する事

(四) 労働条件の改善に関する事

二 日時

平成十七年三月十六日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地

四 概要

救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百四号

平成十六年秋田県告示第四百十五号の基本測量について、平成十七年二月十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	田沢湖停車場線	仙北郡田沢湖町生保内字源左エ門野一〇二番三から字水尻五九番三〇まで

二 供用開始の期日 平成十七年三月十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年三月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第二百六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基



平成十七年三月十一日

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名  
大館市有浦二丁目四番四十三号 橋 本 幸 治

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、横手市土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年三月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、平鹿郡雄物川町会塚字上大塚三菊池幸一ほか十五名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大仙未来研究会	伊藤 稔	伊藤 輝夫	仙北郡仙北町横堀字表木十八番地	平成十七年二月三日
加藤照美後援会	佐藤 留吉	佐藤 辰蔵	由利郡仁賀保町釜ヶ台字堂ノ下百二十六番地一	〃
ことおか寺田すけしる後援会	工藤 誠	加藤 彦次郎	山本郡琴丘町上岩川字西増浦百八十七番地	平成十七年二月八日
吉村アイを励ます会	吉村 アイ	吉村 アイ	鹿角市花輪字六月田五十三番地三	平成十七年二月十日
遠藤幸次後援会	遠藤 幸次	日野 隆悦	雄勝郡稲川町三梨字烏帽子橋三十四番地	平成十七年二月二十一日
安保誠一郎後援会	安保 誠一郎	安保 成達	鹿角市花輪字高屋五十番地	平成十七年二月二十二日
秋田・これでいい会?	三浦 捷也	大島 千明	秋田市川尻町字大川反百九番地三	平成十七年二月二十三日

次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（会塚地区担い手育成基盤整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年三月三十一日から同年四月八日まで
- 三 縦覧場所 平鹿郡雄物川町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十七年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

谷口賢一郎後援会	谷口賢一郎	佐藤定雄	秋田市桜ガ丘一丁目二番四号	平成十七年二月二十四日
鳥海町柳田弘後援会	佐藤源一	三森宗一郎	由利郡鳥海町小川字槽ノ木平二十三番地	"
東由利町柳田弘後援会	阿部剛	櫛野忠義	由利郡東由利町蔵字蔵七十六番地	"
石黒直次後援会	遠藤康	金谷敬一郎	仙北郡角館町表町下一番地	平成十七年二月二十五日
田村政治後援会	佐藤盛亮	藤井秀男	仙北郡西仙北町刈和野字上ノ台荒屋敷百三十四番地二十一	"

秋選管告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十七年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党大館支部	会計責任者 虹川久崇 新 内	平成十七年二月一日
	石田雅男 旧 容	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
佐藤一誠後援会	主たる事務所の所在地 男鹿市船川港船川字泉台六十七番地二十 新 内	平成十七年二月三日
山田昇後援会	代表者 佐藤正夫 旧 容	"
淡路ふじお後援会	会計責任者 淡路勉 淡路穰	平成十七年二月九日

会 の ろ た 芳 成 藤 里 町 後 援 会	会 の ろ た 芳 成 八 竜 町 後 援 会	会 の ろ た 芳 成 田 代 町 後 援 会	会 の ろ た 芳 成 琴 丘 町 後 援 会	高橋雄七後援会		すみよい角館をつくる みんなの会		佐竹のりひさ後援会	菅義雄後援会	栗林次美後援会	緑と技で豊かな町をつくる会	秋田県民の会	すずき陽悦政策研究会	すずき陽悦後援会	くまがい重隆後援会		中西日出男後援会
代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	会 計 責 任 者	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	会 計 責 任 者	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	代 表 者	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	会 計 責 任 者	代 表 者	会 計 責 任 者	会 計 責 任 者	会 計 責 任 者	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	政 治 団 体 の 名 称	会 計 責 任 者
石 岡 錬 一 郎	佐 藤 亮 一	荒 川 邦 隆	工 藤 喜 久 男	今 野 則 夫	仙 北 郡 角 館 町 横 町 七 十 二 番 地	今 野 則 夫	仙 北 郡 角 館 町 横 町 七 十 二 番 地	加 藤 重 夫	湯 沢 市 字 両 神 百 四 十 六 番	柴 田 澄 男	高 橋 平 左 工 門	小 泉 健	京 野 康 則	京 野 康 則	秋 田 市 河 辺 北 野 田 高 屋 字 雷 谷 地 四 十 七 番 地 二	く ま が い 重 隆 後 援 会	金 沢 裕 之
斉 藤 賢 人	牧 野 定 信	小 笠 原 正 二	小 林 誠	千 葉 勇 孝	仙 北 郡 角 館 町 横 町 二 十 八 番 地	熊 谷 幹 一	仙 北 郡 角 館 町 横 町 二 十 八 番 地	伊 勢 正 克	雄 勝 郡 雄 勝 町 秋 ノ 宮 字 新 屋 敷 六 十 三 番 地	今 野 久 生	遠 藤 幸 次	渡 邊 重 範	佐 藤 隆 興	佐 藤 隆 興	秋 田 市 河 辺 和 田 字 和 田 三 十 番 地 三 十 六	熊 谷 重 隆 後 援 会	安 保 新 一
”	”	”	平 成 十 七 年 二 月 二 十 八 日	”	”	平 成 十 七 年 二 月 二 十 五 日	平 成 十 七 年 二 月 二 十 三 日	平 成 十 七 年 二 月 二 十 二 日	”	平 成 十 七 年 二 月 二 十 一 日	平 成 十 七 年 二 月 十 八 日	”	”	平 成 十 七 年 二 月 十 六 日	平 成 十 七 年 二 月 九 日		

のろた芳成峰浜村後援会	代 表 者	芹 田 正 嗣	福 司 憲 友
のろた芳成山本町後援会	代 表 者	石 井 洋 佑	高 橋 金 正
			平 成 十 七 年 二 月 二 十 八 日
			"

秋選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月十一日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
後藤道吉を励ます会	平成十六年十二月二十五日	平成十七年二月一日
山田昇後援会	平成十六年六月三十日	平成十七年二月三日
維新政党新風秋田県本部	平成十七年一月十九日	平成十七年二月七日
池田昭雄後援会	平成十六年十二月三十日	平成十七年二月九日
黒沢良太郎後援会	平成十六年十二月三十日	"
佐々木文一郎後援会	平成十六年十二月五日	"
後藤武之丞後援会	平成十七年一月三十日	平成十七年二月十五日
田口昭雄後援会	平成十六年三月二十四日	"
小西重雄後援会	平成十七年二月九日	平成十七年二月十七日
こんどう健一郎勝手に応援団	平成十六年十二月三十一日	平成十七年二月十八日

森吉町新しい風の会	平成十六年十二月三十一日	平成十七年二月十八日
村岡兼造後援会	平成十七年一月三十一日	平成十七年二月二十二日
佐藤勘重後援会	平成十六年十二月三十一日	平成十七年二月二十五日
千田鐵太郎後援会	平成十七年二月二十五日	"
千丸耕一を励ます会	平成十七年二月二十日	平成十七年二月二十八日
三沢澄弘後援会	平成十六年十二月十二日	"

秋選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十七年三月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 山田昇後援会

報告年月日 平成17年2月3日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

5,000円

3,322円

本年の収入額	1,678円	(ア) 収入総額	48,417円
(イ) 支出総額	5,000円	前年からの繰越額	48,417円
イ 収入・支出の内訳		本年の収入額	0円
(ア) 収入の内訳		(イ) 支出総額	0円
寄附	1,678円	政治団体の名称 佐々木文一郎後援会	
合 計	1,678円	報告年月日 平成17年2月9日	
【寄附の内訳】		ア 収入・支出の総額	
個人からの寄附	1,678円	(ア) 収入総額	20,000円
その他の寄附	1,678円	前年からの繰越額	0円
(イ) 支出の内訳		本年の収入額	20,000円
政治活動費	5,000円	(イ) 支出総額	20,000円
組織活動費	5,000円	前年からの繰越額	0円
合 計	5,000円	本年の収入額	20,000円
政治団体の名称 池田昭雄後援会		(イ) 支出総額	20,000円
報告年月日 平成17年2月9日		前年からの繰越額	0円
ア 収入・支出の総額		政治団体の名称 後藤武之丞後援会	
(ア) 収入総額	63,000円	報告年月日 平成17年2月15日	
前年からの繰越額	4,800円	ア 収入・支出の総額	
本年の収入額	58,200円	(ア) 収入総額	535円
(イ) 支出総額	63,000円	前年からの繰越額	535円
イ 収入・支出の内訳		本年の収入額	0円
(ア) 収入の内訳		(イ) 支出総額	0円
寄附	58,200円	政治団体の名称 田口昭雄後援会	
合 計	58,200円	報告年月日 平成17年2月15日	
【寄附の内訳】		ア 収入・支出の総額	
個人からの寄附	58,200円	(ア) 収入総額	20,000円
池田昭雄	58,200円	前年からの繰越額	0円
小坂町	0円	本年の収入額	20,000円
(イ) 支出の内訳		(イ) 支出総額	20,000円
政治活動費	63,000円	前年からの繰越額	0円
機関紙誌の発行その他の事業費	63,000円	政治団体の名称 黒沢良太郎後援会	
宣伝事業費	63,000円	報告年月日 平成17年2月9日	
合 計	63,000円	ア 収入・支出の総額	
政治団体の名称 黒沢良太郎後援会		(ア) 収入総額	20,000円
報告年月日 平成17年2月9日		前年からの繰越額	0円
ア 収入・支出の総額		本年の収入額	20,000円
イ 収入・支出の総額		(イ) 支出総額	20,000円

(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	20,000円
合 計	20人 20,000円
(イ) 支出の内訳	
政治活動費	20,000円
組織活動費	20,000円
合 計	20,000円
政治団体の名称 佐藤勲重後援会	
報告年月日 平成17年2月25日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	20,330円
前年からの繰越額	20,330円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	20,330円
収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	20,330円
備品・消耗品	20,330円
合 計	20,330円
政治団体の名称 千田鐵太郎後援会	
報告年月日 平成17年2月25日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	2,334,301円
前年からの繰越額	2,334,301円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 三沢澄弘後援会	
報告年月日 平成17年2月28日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	35,000円
前年からの繰越額	35,000円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	35,000円
収入・支出の内訳	

(ア) 支出の内訳	
経常経費	12,000円
人件費	7,000円
事務所費	5,000円
政治活動費	23,000円
組織活動費	23,000円
合 計	35,000円
2 収入及び支出のない団体	
その他の政治団体	

政治団体の名称	報告年月日
後藤道吉を励ます会	平成17年2月1日
維新政党新風秋田県本部	平成17年2月7日
小西重雄後援会	平成17年2月17日
こんどう健一郎勝手に応援団	平成17年2月18日
森吉町新しい風の会	〃
村岡兼造後援会	平成17年2月22日
千丸耕一を励ます会	平成17年2月28日

秋選管区長第二十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の  
 規定に準じて、公示する。

平成十七年三月十一日

秋田県選挙管理委員会事務課 田 中 典 一

遠藤幸次	後藤武之丞	黒沢良太郎	資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取り消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
稲川町長(現職)	比内町議会議員(候補者となる者)	角館町議会議員(候補者となる者)			黒沢良太郎後援会	仙北郡角館町山谷川崎字黒沢百二十三番地	黒沢良太郎	平成十七年二月九日
緑と技で豊かな町をつくる会	後藤武之丞後援会				北秋田郡比内町扇田字中島本道端二十番地九		後藤武之丞	平成十七年二月十五日
					雄勝郡稲川町三梨字烏帽子橋三十四番地		遠藤幸次	平成十七年二月二十一日

秋選管告示第二十六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年三月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

安保誠一郎	遠藤幸次	伊藤稔	資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	名 称	資 金 管 理 団 体	代表者氏名	届出年月日
鹿角市議会議員(候補者となる者)	湯沢市長(候補者となる者)	大仙市長(候補者となる者)			大仙未来研究会	仙北郡仙北町横堀字表木十八番地	伊藤 稔	平成十七年二月三日
					遠藤幸次後援会	雄勝郡稲川町三梨字烏帽子橋三十四番地	遠藤幸次	平成十七年二月二十一日
					安保誠一郎後援会	鹿角市花輪字高屋五十番地	安保誠一郎	平成十七年二月二十二日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄